

●緊急事態宣言の発令に伴う、電話対応時間のお知らせ

本財団では緊急事態宣言が実施されたことを受け、新型コロナウイルスの感染症対策の一環として事務局の体制を下記の通りといたします。

電話対応時間

午前 10 時～午後 4 時（土日祝日除く）

※業務時間についてはこれまで通り午前 9 時 30 分～午後 6 時まで